

# 島根県環境資金融資要綱

(平成11年3月30日島根県告示第251号)

## (目的)

第1条 この告示は、県内における企業の事業活動と自然環境の調和を図るため、県が金融機関の協調を得て、企業が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全の措置を講じるために必要な資金(以下「環境資金」という。)を融資することにより、島根県環境基本計画に掲げる基本目標の達成に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 取扱金融機関 普通銀行、株式会社商工組合中央金庫、信用金庫、信用協同組合、農業協同組合及び漁業協同組合JFしまねで県内に店舗を有するものをいう。
- (2) 企業 会社、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)その他の法律に基づいて設立された中小企業者の組合及び個人であって、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項及び第5項に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業以外の事業を営むものをいう。
- (3) 製造業等 統計法第二十八条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件(平成25年総務省告示第405号)に掲げる大分類E-製造業及びこれと密接に関連する業種であって、知事が別に定める業種をいう。
- (4) 住居地域等 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域及び商業地域並びにこれらに準ずる地域で知事が特に適当と認める地域をいう。

## (資金措置)

第3条 県は、毎年度予算の範囲内で、環境資金の融資残高を別に定める協調倍率で除して得た額に相当する額の資金を取扱金融機関に預託するものとする。

2 前項の資金の預託利率、預託期間及び償還方法は、別に締結する契約で定めるものとする。

## (融資対象者)

第4条 融資を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を備えた企業とする。

- (1) 県内において同一業種を1年以上継続して営んでいること(当該企業が資本金の2分の1以上を出資して新たに設立された法人を含む。)
- (2) 県税を滞納していないこと。

## (融資対象事業費)

第5条 融資の対象となる経費は、別表に掲げる経費(以下「融資対象事業費」という。)とする。

2 前項に係る事業は、第8条第1項の認定のあった日から、原則として2年以内に完了しなければならない。

## (融資条件)

第6条 融資条件(資金使途、融資限度、融資利率、融資期間、償還方法、保証人、担保の要否、信用保証の要否及び保証料率をいう。以下同じ。)は、別表のとおりとする。

(融資の申込み)

第7条 融資を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、県、取扱金融機関等の所定の申込書を別表に掲げる申込先に提出するものとする。

2 別表の融資対象事業費の欄第12号に係る融資の申込みにあつては、工場を移転する区域を管轄する市町村長の意見書を前項の申込書に添付するものとする。

(認定)

第8条 申込者が中小企業者（島根県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証対象となる企業をいう。以下同じ。）以外の者である場合にあつては知事、申込者が中小企業者である場合にあつては保証協会（以下「認定者」という。）は、前条の規定による融資の申込みがあつたときは、第4条、第5条及び第6条に規定する事項について調査又は審査を行い、申込者に係る融資条件等について認定するものとする。

2 認定者は、前項の認定を行ったときは、申込者及び関係機関に対し、その旨を通知するものとする。

(融資)

第9条 取扱金融機関は、前条第1項の認定に基づき融資の決定を行うものとする。

2 前条第2項の規定による認定の通知を受けた申込者（以下「借受者」という。）は、取扱金融機関所定の手続を経て融資を受けるものとする。

(目的外利用の禁止)

第10条 借受者は、融資を受けた資金を融資の目的以外の目的に利用してはならない。

(事業計画の変更等)

第11条 借受者は、融資を受けた事業の計画を変更し、又は中止しようとするときは、書面により申込先を経由して認定者に提出し、その承認を受けなければならない。

(認定の取消し)

第12条 認定者は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条の規定に基づく認定を取り消すことができる。

- (1) 申請書に虚偽の記載事項があつたことが判明したとき。
- (2) 融資条件を履行しなかつたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この告示に違反したとき。

(繰上償還)

第13条 借受者は、次の各号のいずれかに該当することになった場合は、あらかじめ契約で定めるところにより、直ちに、取扱金融機関に環境資金の全部又は一部を返還しなければならない。

- (1) 前条の規定により認定を取り消されたとき。
- (2) 環境資金の融資を受けて取得した施設又は設備を、認定者の承認を得て他に売却又は譲渡したとき。
- (3) 融資対象事業費の減少により、環境資金の当初借入額が融資対象事業費を超えたとき。

(報告)

第14条 融資を行った取扱金融機関は、別に定めるところにより融資状況報告書を知事又は保証協会へ送付するものとする。

2 保証協会は、前項の報告書を取りまとめの上、知事に提出するものとする。

(調査)

第15条 知事は、必要があると認めたときは、借受者、取扱金融機関及び保証協会に対し必要な調査を実施するものとし、借受者、取扱金融機関及び保証協会はこれを拒んでは

ならない。

(損失補償)

第16条 知事は、保証協会が環境資金の融資に係る保証契約に基づいて代位弁済をしたときは、別に定めるところにより保証協会に対して損失補償金を支払うものとする。ただし、別表の融資対象事業費の欄第12号に係る融資については、この限りでない。

(雑則)

第17条 この告示に定めるもののほか、環境資金の融資に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この告示は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年告示第431号)

- 1 この告示は、平成11年6月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県環境資金融資要綱第6条第2号の規定は、平成11年6月1日以後の認定に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。

附 則 (平成12年告示第316号)

- 1 この告示は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県環境資金融資要綱の規定は、平成12年4月1日以後の認定に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。

附 則 (平成13年告示第264号)

- 1 この告示は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県環境資金融資要綱の規定は、平成13年4月1日以後の認定に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。

附 則 (平成14年告示第355号)

この告示は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年告示第316号)

- 1 この告示は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県環境資金融資要綱第6条第2号及び第8号の規定は、平成15年4月1日以後の認定に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。

附 則 (平成17年告示第425号)

- 1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県環境資金融資要綱第6条第8号の規定は、平成17年4月1日以後の認定に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。

附 則 (平成17年告示第986号)

この告示は、平成17年9月16日から施行する。

附 則 (平成18年告示第487号)

- 1 この告示は、平成18年4月4日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県環境資金融資要綱第6条第8号の規定は、平成18年4月4日以後の認定に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。

附 則（平成19年告示第278号）

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県環境資金融資要綱の規定は、平成19年4月1日以後の認定に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。

附 則（平成19年告示第796号）

- 1 この告示は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県環境資金融資要綱の規定は、平成19年10月1日以後の知事の通知に係る融資（信用保証協会が債務の保証をする融資にあつては、同日以後に信用保証協会が保証の申込みを受け付けた融資）について適用し、同日前の知事の通知に係る融資（信用保証協会が債務の保証をする融資にあつては、同日前に信用保証協会が保証の申込みを受け付けた融資）については、なお従前の例による。

附 則（平成20年告示第802号）

この告示は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成21年告示第253号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年告示第256号）

- 1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県環境資金融資要綱の規定は、平成23年4月1日以後の認定に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。

附 則（平成23年告示第302号）

この告示は、平成23年4月15日から施行する。

附 則（平成26年告示第189号）

- 1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県環境資金融資要綱の規定は、平成26年4月1日以後の認定に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。

附 則（平成27年告示第249号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年告示第727号）

この告示は、平成27年11月2日から施行する。

附 則（平成28年告示第243号）

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県環境資金融資要綱の規定は、平成28年4月1日以後の認定に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。

附 則（平成29年告示第166号）

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県環境資金融資要綱の規定は、平成29年4月1日以後の認定に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。

## 島根県環境資金融資一覧

融資対象者	融資対象事業費	融資条件								申込先	
		資金用途	融資限度	融資利率		融資期間	償還方法	保証人	担保の 要否		信用保証の 要否 (保証料率)
				責任共有 利率	責任共有 外利率						
中小企業者	次の各号のいずれかに該当する経費 (1) 公害を防止するために必要な施設・設備の設置又は改善に要する経費 (2) 石綿の飛散を防止するために必要な施設・設備の改善(石綿の使用状況の調査、石綿の除去、封じ込め等適切な工法による措置、剥ぎ取った石綿の処分等)に要する経費 (3) 産業廃棄物処理施設・設備の設置又は改善に要する経費 (4) 産業廃棄物の再生利用、再資源化のための施設・設備の設置又は改善に要する経費 (5) PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理（運搬を含む。）及び対象設備の買換えに要する経費 (6) 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(昭和63年法律第53号)第2条第1項に定められた特定物質(以下「特定物質」という。)から代替物質への転換施設・設備、特定物質回収施設・設備及び特定物質破壊施設・設備の設置又は改善に要する経費 (7) 従来設備よりも資源及びエネルギーの消費量を5パーセント以上節減する設備の設置に要する経費 (8) 自然エネルギー利用施設・設備の設置又は改善に要する経費 (9) リサイクルエネルギー利用施設・設備の設置又は改善に要する経費 (10) 事業の用に供する低公害車を購入する経費又は低公害車用燃料供給施設・設備の設置又は改善に要する経費 (11) 環境管理システム(ISO14001)の認証を取得するための施設・設備の設置又は改善及び審査登録に要する経費 (12) 製造業等を営む企業が、住居地域等から市町村長が工場立地の適地と認める区域へ工場の全面移転を行うのに必要な移転先の用地の取得及び移転先の施設・設備の設置に要する経費 (13) 工場等企業施設周辺の景観保持のために必要な緑地、囲障等の設置又は改善に要する経費	設備資金  運転資金 (融資対象事業費のうち、第2号、第5号及び第11号に係る経費に限る。)	2億円	1.45パーセント	1.30パーセント	15年以内	2年以内 据置 元金均等 月賦	取扱金融機関又は保証協会の決定による。	取扱金融機関又は保証協会の決定による。	要 (年0.4パーセント以上1.7パーセント以下)	商工会議所 商工会 島根県商工会連合会 島根県中小企業団体中央会 公益財団法人しまね産業振興財団
中小企業者以外の企業				—	1.30パーセント					不要	取扱金融機関

備考 この表において「責任共有利率」とは、責任共有制度（信用保証協会の保証付き融資について、原則として、金融機関が20パーセントの責任を負担する制度をいう。以下同じ。）の対象となる場合の利率をいい、「責任共有外利率」とは、責任共有制度の対象とならない場合の利率をいう。